鉄道事業法

1.案内情報

手続名:列車の運行の管理等の受委託の許可

手続根拠 : 鉄道事業法第25条第1項

鉄道事業法施行規則第38条

手続対象者 : 列車の運行の管理等の委託及び受託をしようとする当事者

提出時期:列車の運行の管理等の委託及び受託をしようとするとき

提出方法 : 当事者が連署した列車の運行の管理等の受委託許可申請書を

作成し、地方運輸局鉄道部運転保安課、技術課(第一課・第

二課)へ提出して下さい。

手数料 : なし

添付書類・部数 :・管理の委託受託契約書の写し

・管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類

・受託者が現に鉄道事業を経営していない場合には、第2条

第2項第10号、第11号又は第12号に掲げる書類

申請書様式 :

記載要領・記載例 :提出先となる各地方運輸局鉄道部運転保安課、技術課(第一

課・第二課)にお問い合わせください。

2.窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部運転保安課 011-290-2732

技術課 011-290-2733

東北運輸局鉄道部運転保安課 022-791-7526

技術課 022-781-7528

新潟運輸局鉄道部運転保安課 025-244-6117

技術第一課

技術第二課 "

関東運輸局鉄道部運転保安課 045-211-7240

技術第一課 045-211-7241

技術第二課 045-211-7242

中部運輸局鉄道部運転保安課 052-952-8031

技術第一課 052-952-8032

技術第二課 052-952-8033

近畿運輸局鉄道部運転保安課 06-6949-6440

技術第一課 06-6949-6441

技術第二課 06-6949-6442

中国運輸局鉄道部運転保安課 082-228-8797

技術課 "

四国運輸局鉄道部運転保安課087-835-6360技術課087-835-6361

九州運輸局鉄道部運転保安課 092-472-4062 技術課 092-472-2520

受付時間:提出先にお問い合わせください。

相談窓口:地方運輸局鉄道部運転保安課

技術課(第一課・第二課)

3.手続情報

審査基準:「列車の運行の管理について」通達

標準処理期間:90日

不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)